

厚木市地域住民乗合交通導入の支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近な地域交通の実現に向けた地域住民の主体的な活動に基づき、厚木市コミュニティ交通導入の支援に関する要綱（平成23年5月10日施行）第14条に規定するコミュニティ交通以外の自動車等により地域住民等を運送する事業（以下「地域住民乗合交通」という。）の導入に向けた取組に対する支援について必要な事項を定め、地域にふさわしい持続可能な交通手段の導入の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

(支援の内容)

第2条 市長は、予算の範囲内で、前条の目的を達成するために組織された地区協議会（以下「地区協議会」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域住民乗合交通に関する助言等の技術的な支援
- (2) 地域住民乗合交通の実証運行及び本格運行の実施における車両の確保等に係る経費に関する支援

(地区協議会)

第3条 地区協議会は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 5人以上の委員により構成されていること。
- (2) 代表者は、地区自治会連絡協議会会長の推薦を受けていること。
- (3) 規約が定められており、継続的な活動が可能であること。

(事前の協議等)

第4条 地区協議会は、地域住民乗合交通の導入に向けた検討を行う際に、市の支援を受けることを希望する場合は、市と十分な協議及び調整を行わなければならない。

2 市長は、前項の協議及び調整に基づき、第2条第1号の支援を行うものとする。

(支援の申請)

第5条 地区協議会は、地域住民乗合交通の運行の実施に際し、第2条第2号の支援を受けることを希望する場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 厚木市地域住民乗合交通導入支援申請書（第1号様式）
- (2) 地域住民乗合交通の運行の実施に関する計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）
- (3) 経費の算出根拠を示す見積書、仕様書等

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定により支援申請があった場合は、「厚木市地域住民乗

合交通導入の取組への支援基準」に基づき、その内容を審査し、支援の決定を行うときは、厚木市地域住民乗合交通導入支援決定通知書（第4号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の支援の決定に当たって、必要な条件を付することができる。

（申請の変更等）

第7条 地区協議会は、支援の申請に関する内容を変更しようとするときは、厚木市地域住民乗合交通導入支援変更申請書（第5号様式）に、第5条第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援変更の決定を行うときは、厚木市地域住民乗合交通導入支援変更決定通知書（第6号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

3 地区協議会は、支援の決定の通知を受けた場合において、当該通知に関する支援の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該支援の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、厚木市地域住民乗合交通導入支援取下げ届（第7号様式）を市長に提出し、申請を取り下げることができる。

4 地区協議会は、地域住民乗合交通の導入前に事情の変更により中止し、又は廃止しようとするときは、厚木市地域住民乗合交通導入支援中止（廃止）届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（着手届）

第8条 地区協議会が、地域住民乗合交通の運行を実施したときは、厚木市地域住民乗合交通導入支援事業着手届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（支援決定の取消し）

第9条 市長は、地区協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援を受けたとき。

(2) 支援により使用を認められた財産等を他の用途に使用したとき。

(3) 支援の決定の内容、これに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消すときは、厚木市地域住民乗合交通導入支援決定取消通知書(第10号様式)により、当該取消しに係る地区協議会に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援の決定を取り消したときは、当該支援に係る財産等の全部又は一部の返還を命ずるものとし、当該取消しに係る地区協議会は、速やかに当該支援により使用を認められた財産等を返還しなければならない。

4 支援決定の取消しにより、地区協議会に損失が生じても、市は、その損失につ

いて一切補償しないものとする。

(利用状況等の報告)

第10条 地域住民乗合交通の運行を実施したときは、地区協議会は、地域住民乗合交通の運行に関する毎月の利用状況等について、翌月の10日までに、厚木市地域住民乗合交通利用状況報告書(第11号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要と認めるときは、その都度報告を求めることができる。

(事故等への対応と報告)

第11条 地区協議会は、地域住民乗合交通の運行によって、交通事故等により運転者、添乗者、利用者または第三者に損害を与えた時は、速やかに市に対し報告するとともに、自動車保険の適用とならない事項等については、一切自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償しなければならない。

(取得財産の管理等)

第12条 地区協議会は、支援により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 支援車両等に掲示物を掲載する場合は、事前に市と十分に協議、調整を行わなければならない。

(帳簿の保存)

第13条 地区協議会は、地域住民乗合交通に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、地域住民乗合交通の運行を実施した日の属する事業年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第14条 地区協議会は、地域住民乗合交通の運行の開始後、その運行を中止し、又は廃止するときは、厚木市地域住民乗合交通運行支援中止(廃止)届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、地区協議会は、市長に対し、取得財産の返還をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。